

市民の皆さんの
意見を反映する

パブリックコメント

条例や市の重要な計画などを
素案の段階で市民に公表し
それに対しての意見を
考慮して意思決定を
行う制度です

● 素案に対するご意見をお寄せください

意見募集期間 12月5日(月)～平成24年1月5日(木)

「希望に満ちた活力ある長寿社会の創造」を目指して

老人保健福祉計画

計画期間

平成24年4月～平成27年3月

介護保険事業計画の見直し素案

高齢者の福祉全般にかかる老人保健福祉計画と高齢者の介護を社会全体で支えるための介護保険事業計画は、3年ごとに見直しています。介護予防や認知症ケア、在宅医療などのさらなる充実を図った「名張市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し(素案)」がまとまりましたので、素案に対する皆さんのご意見を募集します。

高齢・障害支援室 63・7599

■ 基本理念は「希望に満ちた活力ある長寿社会の創造」

平成12年度に介護保険制度が始まって以来、市は、「名張市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」により、介護保険制度の円滑な実施と、高齢者保健福祉施策の総合的なサービス提供体制づくりを推進してきました。

計画は、3年ごと(平成15・18・21年度)に見直すもので、今回は、平成21年度策定の計画を見直します。高齢者の保健福祉全般にわたる計画の基本理念は、現行計画を引き継ぎ、「希望に満ちた活力ある長寿社会の創造」とします。

■ 重点事項を一部見直し

計画の重点事項は、社会情勢の変化や高齢者や要介護認定者への生活アンケート調査結果などを踏

まえ、介護予防や認知症ケア、在宅医療などのさらなる充実を図るため、一部を見直します。

① 介護予防の更なる推進

▼ 地域における介護予防の推進 : 地域包括支援センターや保健センターが地域づくり組織、健康づくり隊と連携することにより、地域において自発的な介護予防活動が広く実施され、その活動が継続されるような取組みを進めます。

▼ まちの保健室による介護予防

: 民生委員児童委員など地域の関係者と連携し、支援を必要とする高齢者の把握に取り組みとともに、早期にかかわることで適切な介護予防を提

② 認知症ケアの推進

▼ 認知症ケアの向上 : 認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自立した生活を継

続できるよう、認知症デイサービス施設、認知症グループホームなどの地域密着型サービス施設の整備を進めます。

▼ 認知症に理解のある地域づくり

: 認知症について正しく理解し、認知症高齢者とその家族への応援者である認知症サポーターを地域で養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。

③ 在宅医療の推進と医療・介護・福祉の連携

▼ 医療・介護・福祉の連携強化 : 在宅医療の推進にあたっては、医療関係者、福祉関係者、行政など、関係機関が適切に連携して患者や家族を支援できる体制を構築します。

▼ 情報提供および相談支援体制の充実

: 市民が自身の選択により必要な医療・介護サービスを受けられるよう、ガイドブックの配布などによる適切な情報の提供を行います。また、まちの保健室における相談支援機能の向上に取り組みます。

④ 地域生活支援体制の充実

▼ 見守り・支援活動 : 地域における多様な主体がネットワーク

説明会を開催します

介護保険制度と計画の説明会を開催しますので、ご意見をお聞かせください。

日時 12月11日(日)午前10時～11時30分
17日(土)午後2時～3時30分
22日(木)午前10時～11時30分

場所 市役所1階大会議室 ◎申込不要
※10人以上のグループでのご依頼があれば、地域に向いて説明会(出前トーク)を開催します。

ご意見の提出方法・提出先

計画の素案は、市ホームページ、または、市役所1階高齢・障害支援室、案内、2階広報対話室、公民館・市民センターでご覧いただけます。

◀ご意見の提出方法▶

12月5日(日)から平成24年1月5日(木)までに、「老人保健福祉計画(第5次改訂)・介護保険事業計画(第4次改訂)(素案)に関する意見」と記入し、素案に対するご意見、

氏名、住所、電話番号を書いて次のいずれかの方法で送付してください。

◇電子メール shien@city.nabari.mie.jp

◇ファクス 64-2560

◇郵送 ◇直接持参

◀提出先▶ 高齢・障害支援室 (〒518-0492 鴻之台1-1)

※ご意見は広報対話室でも受け付けます。

